

令和２年度第１回燕市障がい者自立支援協議会 書面会議における意見・質問に対する回答一覧表

【 協議題（１） 】

質問・意見の内容
I 精神障がいのある人に必要な地域支援について ① 各委員の所属機関で、現在実施している取り組みはありますか。 ・ 3部会の1つに障がい者部会があり、年に数回施設訪問や専門の講師をお招きし講演会を開催しています。 ・ グループホームの設置、運営 ・ 不動産業者との連携 ・ （発達障がいも精神障がいのひとつとして考えるとして）小・中学校の教育を通じて障がい児・者のことを少しでも理解し、考えていただくために毎年、新しく燕市の小・中学校に赴任してきた校長先生に当会のことや燕市の障がい児のことについて話しに学校へ伺っています。 ・ 相談支援センターアリスでの一般相談を行っています。 ・ 精神障がいのある方に対する就労支援、求人企業開拓 ・ 相談支援事業所の為、直接精神障がいの方と電話や面談等を行い、関わる機会が多いです。精神障がいの方の中には、今すぐなんとかして欲しいと訴える方もいます。周囲から見れば緊急ではないことも、その方にすれば緊急事態なこともあるかもしれません。 ・ 本人、家族等に対する電話・訪問等による精神保健福祉相談の実施（市町村、関係事業所との同行訪問も含む） ・ 精神科医師による精神保健福祉相談会の実施（支援者からの相談にも対応） ・ 「大島病院と地域機関の連絡会」の運営実施 ・ 精神障害者地域移行支援部会の実施 ② 各委員の所属機関で、今後実施予定の新たな取組等がありますか。 ・ グループホームの空き居室を体験利用の場として対応できるか検討しています。 ・ 精神障がいを持つ利用者さんが少ないため、今のところは新たな取り組みは行っていません。 ・ 例年の取組を継続実施 ・ 現在の取組を継続

質問・意見の内容

③ どのような地域支援が必要だと考えますか。

- ・ 伴走型の支援・指導(例:新型コロナウイルス感染症対策:手洗い、咳エチケット(マスク着用を含む)の徹底。)
- ・ 見守りが大切だと思います。また、当事者との信頼関係を築くことから大切だと思います。
- ・ 一般市民に自分事として精神障がい者を理解してもらうために、既存の施設(グループホーム)を開放し上映会をまちづくり協議会と開催する等の普及活動が必要と考えます。
- ・ 職場での理解
- ・ 自立した生活ができるような支援(住居面や社協がやっている日常生活自立支援事業のようなこと)
- ・ 小・中学生への啓蒙
- ・ 気軽に相談できる場所が必要なのではないでしょうか。
- ・ デイケア的な場所、居場所が必要
- ・ 職業準備性が整い、かつ就労を希望する障がい者に対する地域一丸となった支援
- ・ 24時間365日、困った時に相談に乗ってくれる機関がある地域。
- ・ いろいろな差別や親切でない対応を許さない、温かな地域支援(活動)
- ・ 必要な時に適切な医療機関へ受診するための医療機関への交通手段の確保
- ・ 相談したい時に相談できる環境づくりと相談窓口の周知
- ・ 必要な時に適切なサービスを利用するための制度やサービスに関する情報提供
- ・ 住まいの確保
- ・ 当事者が望む住まいで生活を送るために必要な外出や家事等の支援
- ・ 就労先の確保と、当事者が働き続けることができる環境づくり
- ・ 地域住民からの理解(疾患や性格特性)と見守り体制

質問・意見の内容
Ⅱ 部会の方向性・スケジュール(案)等について ① 事務局案で進めてよろしいでしょうか。 承認(17名)／不承認(0名) ② 補足や改善すべき点があればご意見をお願いします。 ・ ボランティアの更なる拡充(増員と研修等) ・ 時代や状況に柔軟に適合した方向性をもつこと。 ・ 当事者やその家族の意見を聞く機会、話し合いの場を設けることが望ましい。

令和２年度第１回燕市障がい者自立支援協議会 書面会議における意見・質問に対する回答一覧表

【 協議題（２）】

承認（17名）／ 不承認（０名）

質問・意見の内容	回答	修正の有無
・ 毎年同じようなアンケートを行っているが、もっとアンケート調査をする目的が回答者に明確にわかると答えやすいのではないのでしょうか。 ・ 精神障がいに限らず、強度行動障害のある方も利用できるサービスや施設入所が見つからない為、困っている方が多いです。 ・ 市内の生活介護や日中一時支援が不足しています。 ・ 放課後等デイサービスも不足しているのか、保護者は希望する日数より少ない日数しか利用出来ていません。 ・ 重心児の短期入所が近くにありません。 ・ コロナで通所系や短期入所のサービスが利用自粛になった場合の代替サービスがなかなか見つかりません。	障がい者基本計画等の策定を進めていく際のご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

令和２年度第１回燕市障がい者自立支援協議会 書面会議における意見・質問に対する回答一覧表

No.	資料番号 ・ ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
1	調査票（障がい者）P.20・P.23 調査票（障がい児）P.19・P.22	調査票（障がい者）問40・問41の設問 調査票（障がい児）問38・問39の設問	障がい児・者どちらのアンケートにも「養育」との言葉を使用していますが、「療育」の方が適切ではないでしょうか。	「療育」には、治療や教育の意味も含まれているため、設問の内容から「養育」という言葉の方が適切と考えましたが、より分かりやすい表現にするため「療育」に修正します。	有
2	調査票（障がい者）P.24 調査票（障がい児）P.23	調査票（障がい者）問43の設問 調査票（障がい児）問40の設問	障がい児・者どちらのアンケートにも「ヘルプカード」の設問がありますが、「ヘルプカード」を利用したことがあるかどうかの前に所持しているかどうかの設問があったほうがよいと思います。	「ヘルプカード」を所持しているかどうかの設問を追加します。	有

No.	資料番号 ・ ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
3	資料1-2 P.1	障がい者就労 支援サービス の在宅利用要 件の緩和	実際に在宅支援を実施した、あるいは実施している 事業所で新型コロナウイルス感染拡大防止に得られ たと思われる効果と課題となるようなものがわかれ ばお聞かせ願えればと思います。	【在宅利用の要件緩和を申請した事業所のつばくろの里山田委 員からの回答】 <効果> ・ 職員が集団ではなく、一人ひとりに向き合う時間を作ることができました。 ・ 通常の生産活動の種目以外にも、在宅でできる活動種目を考えました。その活動種目が通常の生産活動にも継続して使えることです。 ・ 今回は感染予防のため事業者側の自主的な対応であり、ご利用者ご家族がどのくらい応えてくれるか心配していましたが、事業者側の予想を上回り大部分の方からご協力をいただきました。結果として十分予防が図られたこと、環境的にも予防対策が準備できました。また、ご利用者ご家族が集団での感染に不安を持っていただけることが十分確認できました。 <課題> ・ 各市町村で通所系障害サービスに係る在宅等での支援についての内規が十分に整理されておらず、事業者側としては対応に苦慮しました。今後、整理されていくかと思いますが、市町村ごとにはできる限り差異がないように情報共有を図っていただけるとありがたいです。 ・ 在宅支援を長期間継続していると、再通所が困難になるケースも出てきます。（この場合も在宅支援を継続した場合、算定の対象となるか。矛盾するが。）	無

No.	資料番号 ・ ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
4	資料1-2 P.1	障がい者就労 支援サービスの 在宅利用要 件の緩和	新型コロナウイルスの感染拡大については、今後第2波、第3波が来ると懸念されています。実際に在宅支援を実施した、あるいは実施している事業所で ① 必要と思われる方に実施したのか、あるいは全利用者なのか。 ② どのような形で必要な訓練その他の必要な支援、作業活動、訓練等のメニューを確保したのか。 ③ 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援がどのように行われたのか。 ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止に得られたと思われる効果と苦労した点、課題など。 上記について参考までにお聞かせ願えればと思います。	【在宅利用の要件緩和を申請した事業所のつばくろの里山田委員からの回答】 ①在宅支援を了解いただいたご利用者全員に実施しました。 ②本書面では説明が難しいので、直接電話等で問い合わせただけとありがたいです。 ③通常業務の合間を見て、各担当職員が電話で助言や状況確認を行いました。 ④前回（上記のNo.3)で回答した内容になります。	無

No.	資料番号 ・ ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
5	資料1-2 P.1	障がい者就労 支援サービス の在宅利用要 件の緩和	新型コロナウイルスに雇われる利用者、職員が幸にいませんでしたが、作業所を休止することもできず数か月間は3密になっていることがとても心配でした。施設外作業なども減っていたため、作業室内はいつもより過密の中での作業となっていました。 今回の在宅利用の件を燕市社会福祉課に質問してみましたが、きちんとした対応がなされなかったような気がします。早い時期に知的障がいを持っている利用者さんの在宅での支援に関してのアドバイス等があれば、順番に休んでいただくなど三密にはなかったと思いました。今回は早い段階で新潟県の障害福祉課に法人の運営規定に「在宅支援」を追加して「変更届」を提出はしてありました。もっと早い段階での情報をいただきたかったです。 これからも第二波の新型コロナの発生や新しいウイルスの発生も予想されることもあるため、事業所間での連絡会などを活用して勉強会や情報交換会などを要望いたします。	今回の在宅利用の要件緩和につきましては、従来より国が定めていた『在宅利用の要件』を緩和することで、就労系サービス事業所が新型コロナウイルス感染防止対策（3密防止など）の措置を講じやすくすることを目的として、燕市が実施したものです。 新型コロナウイルス感染防止への対応は今後も求められることから、燕市では当面の間はこの取り扱いを継続する予定ですので、ご検討ください。 ご要望の情報交換の場については、7月9日（木）就労系サービス事業所情報交換会を開催して、今後の感染防止策などの意見交換を行うことにしており、すでに事業所へも案内を送付致しました。 委員から頂戴したご意見・ご指摘は、きちんと受け止め、今後の業務改善に役立たせていただきます。	無